招 集 日 時	令和6年2月14日(水) 午前10時00分				
開会場所	市役所 41会議室				
開 会 時 間	午前10時00分 閉 会 時 間 午前11時00分				
教 育 長	稲垣 寿				
出 席 委 員	石崎光子 平岡将暢 武内基亘 藤井遼太郎				
欠 席 委 員					
委員会出席者	教育部長 齋藤武雄、教育部次長兼生涯学習課長兼生涯学習センター(仮称)整備打進室長 鈴木貴之、教育庶務課長 渡辺登志雄、学校教育課長 杉浦智芳、学校教育課主幹 藤井己代秀、学校教育課主幹 三矢克之、文化財課長 林 知左子、図書館 館長 齋藤俊幸、交流共創部長 石川孝次、観光文化振興課長 犬塚佐重喜、スポーツ振興課長 髙須清和、教育庶務課課長補佐 平井 修、教育庶務課主査 山本陽子				
議題	1 会議録署名委員の指名について 2 前回会議録の承認について 3 報告事項 (1)教育長報告				
	(2) 教育部長報告  4 議案審議   議案第3号 西尾市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する   条例の制定について【スポーツ振興課】   議案第4号 西尾市体育施設の管理及び運営に関する規則の一部を改正する				
	規則の制定について【スポーツ振興課】 議案第5号 西尾市屋内温水プール整備検討委員会規則の制定について				
	【スポーツ振興課】				
	5 その他 (1) 西尾市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する 法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について【学校教育課】 (2) 西尾市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する 法律に基づく個人番号の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則 の制定について【学校教育課】 (3) 西尾市寺子屋にしお事業実施要綱の一部改正について【生涯学習課】 (4) 西尾市子ども・若者総合相談センター設置要綱の一部改正について 【生涯学習課】 (5) 生涯学習センター(仮称) 設計業務の進捗状況について【生涯学習課】 (6) 家庭教育特別講演会『大人と子どものハートフルな「生」の会話』について				
	【生涯学習課】				

(7) 岩瀬文庫リニューアル20周年記念企画展「古典籍の博物館・岩瀬文庫のあゆみ」 について【文化財課】 添付書類 教育委員会名義使用8件

### 会議の顛末

会議の頻	末					
教育長	開会の辞					
	ただいまから西尾市教育委員会2月定例会を開会いたします。					
教育長	それでは、議事進行は、あらかじめ配布されております、会議日程に基づいて					
	めさせていただきます。					
	1 会議録署名委員の指名					
教育長	会議録の署名委員は、平岡委員、藤井委員 を指名します。					
	2 前回会議録の承認					
教育長	前回定例会及び臨時会の会議録につきましては、すでに委員の皆様方のお手					
	送付してございますが、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。					
	承認してもよろしい方は、挙手をお願いします。					
	(挙手 全員)					
	ご異議なしと認め、前回定例会及び臨時会の会議録については、原案どおり承認					
	することといたします。					
	3 報告事項					
教育長	(1) 教育長報告					
	朗報がありました。吉良中学校1年の岡田さんが、フィギアスケートの全国中学					
	校体育大会で優勝しました。明後日には市長への表敬訪問に来庁する予定と聞いて					
	います。しばしば報道されますが、本市にもいろいろな分野で大活躍する子どもた					
	ちがいて頼もしく感じます。					
	本日は二点について報告します。					
	一点目は、先月末、令和6年度採用教員の連絡会を開催しました。本市では、					
	年度も72人という多くの新任を迎える予定です。県教委の配慮により、本年度当					
	初のような大きな欠員を回避できる見通しであることは幸いですが、経験の乏し					
	新採教員を指導し世話する学校の負担は小さくありません。一日も早く学校に慣れ					
	て、若者らしいエネルギーで学校を盛り上げてくれることを期待しています。					
	連絡会の挨拶では、以下の話をしました。はじめに、学校現場がブラックだとい					
	う風評に惑わされないで、教師を志してくれたことに感謝しました。そして、本市					
	には、さまざまな教育環境の小中学校があること。街中の城跡に立つ学校もあれば、					
	森に囲まれて校内でクワガタの採れる学校、離島にあって学校行事でアサリ取りを					
	する学校もあり、児童生徒数も25人から1,000人以上までありますが、どの					
	学校にも親切で面倒見の良い先生は大勢いるので、安心して頼ってほしいと話しま					
	した。結びは、教員としての心構えについてです。今後さまざまな子どもたちと出					
	会うので、その子どもたち皆の先生であるために、「自分を変えていく」こと。つ					
	まり力をつけることと、心を磨くことに努めてほしい。自分を変えていくことは楽した。					
	なことではないけれど、山道は登った分だけ景色は良くなり、心地よい風が吹きま					
	す。きっと教師になって良かったと実感できるので頑張ってくださいとエールを送した。					
	りました。					
	二点目は、学校教育に対するイメージについてです。とある世界規模の世論調査					
	において、日本国民の学校教育に対する信頼感の低さが目立ちました。その中で、					
	学校に子どもを通わせている親は、学校に通う子どもがいない人に比べて、自国の					
	教育システムに肯定的でした。すなわち学校のことを知らない人たちが学校や教員					

に対して批判的なのです。このような実態が教員のなり手不足を深刻化させている し、教育問題の解決を難しくしています。おりしも名古屋市教委の件も取り沙汰さ れています。学校教育に対するネガティブなイメージの浸潤を少しでも止められる ように、教育に携わる私たちは、明るい話題の発信に努めたいと思います。 教育長 続きまして (2) 教育部長報告をお願いします。 教育部長 (2)教育部長報告 私からは、1点ご報告させていただきます。 西尾市議会3月定例会の会期日程等についてです。 お手元にお配りした3月定例会会期日程をご覧ください。 2月21日の水曜日に開会し、3月21日の木曜日までの30日間となります。 初日には市長による令和6年度の施政方針演説があり、22日には施政方針に対す る質問があります。一般質問は2月26日から28日までの3日間が予定されてい ます。教育委員会が関係する文教委員会及び予算決算委員会文教分科会は3月8日 に開催されます。 教育委員会関係の提出議案としましては、予算関係として3月補正予算、令和6 年度当初予算がございます。 一般会計の当初予算については、前年度比74億5千万円、11.3%の増の7 32億9千万円と過去最大規模となっております。厳しい財政状況の中ではありま すが、進めていかなければならない学校施設整備や文化会館の長寿命化工事をはじ めとする大型事業、いわゆる投資的経費となる普通建設事業費が増加しているため です。そのため、教育費は、前年度比約35億7千万円、32.4%の増の145 億8千万円と、最大の増加費目となっております。 また、関連議案といたしまして、総合政策部の提出議案である(西尾市行政手続 における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番 号の利用に関する条例)いわゆるマイナンバーの利用に関する条例の改正について は、教育委員会関係事務である就学援助費に関する事務及び特別支援教育就学奨励 費に関する事務をマイナンバーが利用することができる事務として条例に追加し てまいります。これにより将来的には、他市から転入された方についても所得証明 の書類の提出が不要となります。 施政方針に対する質問につきましては、4人の議員から24項目、一般質問につ いては、4人の議員から5議題11項目について質問をいただいております。公共 施設の再配置における教育施設の再配置について小中学校の建て替えや統廃合に ついての質問など、将来の課題を掘り下げられるようなものもございます。議員と 質問調整を行い、きちんと準備をして、しっかりと答弁してまいります。 私からは以上です。 教育長 日程3を終わります。 日程4、議案審議を議題とします。 「議案第3号 西尾市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条

例の制定について」、「議案第4号 西尾市体育施設の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について」は、関連がありますので一括して提案理

由の説明をお願いします。

# スポーツ振興 課長

ただいま議題となりました「議案第3号 西尾市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」及び「議案第4号 西尾市体育施設の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について」、一括して提案理由をご説明申し上げます。

議案第3号からご説明しますので、資料1ページをご覧ください。

ゲートボール人口が減少し、近年では利用されていない状況となっている西尾市 寺部ゲートボール場を「スポーツまちづくりビジョン 2040」の整備方針に沿って廃 止するものでございます。

3ページの新旧対照表をご覧ください。

別表第1から西尾市寺部ゲートボール場の名称等を削除しております。

別表第2、備考10の国民の祝日に関する法律(昭和23年法律の次に「第」を加え「第178号」に改めました。

また、別表第4、備考5にプリペイドカードの利用に関する内容が記載されていますが、「共通利用」の意味が不明確で分かりにくいため、「利用」に改め、個人に限定していたものを団体利用でも使用できるように改めるものであります。同様に、備考6についても「共通利用」という文言を「利用」に改めるものであります。2ページにお戻りください。

最後に附則ですが、この条例は公布の日から施行しますが、別表第1の改正規定 については令和6年4月1日から施行したいとするものです。

なお、本議案は西尾市議会3月定例会に提出してまいります。

以上、議案第3号の説明とさせていただきます。

続きまして、「議題第4号 西尾市体育施設の管理及び運営に関する規則の一部 を改正する規則の制定について」、ご説明させていただきます。

6ページをご覧ください。

まず、第7条第1項に、次のただし書きを加えております。

「ただし、利用許可の取消しを受けようとする場合であって、教育委員会が必要でないと認めるときは、この限りでない。」

これは、現在、利用の取消しだけをしようとする場合、そのためだけにわざわざ 受付窓口に来て、取消し申請書を出してもらっておりますが、利便性向上のため電 話連絡で取り消しができるようにするものです。

次に、別表第1、第2から西尾市寺部ゲートボール場の項を削っています。

最後に、様式第4号から6号を資料のとおり変更するものでありますが、変更内容としては、様式番号、電話番号の追加など軽微な変更でございます。

以上、議案第4号の説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

#### 教育長

提案理由の説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

### 教育長

特に質疑もないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより議案第3号を採決します。

本案は、原案どおり可決することに、ご異議はありませんか。よろしい方は、挙 手をお願いします。

(挙手 全員)

ご異議なしと認め本案は、原案どおり可決いたします。

F						
教育長	これより議案第4号を採決します。					
	本案は、原案どおり可決することに、ご異議はありませんか。よろしい方は、挙					
	手をお願いします。					
	(挙手 全員)					
	ご異議なしと認め本案は、原案どおり可決いたします。					
教育長	引き続きまして、「議案第5号 西尾市屋内温水プール整備検討委員会規則の制					
	定について」、提案理由の説明をお願いします。					
スポーツ振興	ただいま議題となりました「議案第5号 西尾市屋内温水プール整備検討委員会					
課長	規則の制定について」、提案理由をご説明申し上げます。					
	資料16ページをご覧ください。					
	令和5年3月に策定いたしました「西尾市スポーツまちづくりビジョン2040」と					
	「西尾市小学校プール全体計画」における水泳授業の温水プール全面移行の方針に					
	基づき、西尾市の南部地区に整備を予定する屋内温水プールについて、令和6年度					
	以降、具体的に取組を進めてまいります。					
	始めに「1 屋内温水プール整備基本構想策定」についてご説明します。					
	本業務では、屋内温水プールの整備にあたり、課題の抽出、建設地の決定、敷地					
	内の配置、市民ニーズ調査を踏まえた導入機能、スケジュール、おおよその事業費					
	などの基本的な内容を決定いたします。					
	次に「2 屋内温水プール整備検討委員会の設置について」ご説明します。					
	プール整備にあたり基本構想、基本計画、整備手法、民間活力導入手法などに関					
	し、知識・経験が豊富な学識経験者と市民代表、スポーツ団体代表、スポーツ推進					
	委員、関係部局職員などの意見を取り入れるため、西尾市屋内温水プール整備検討					
	委員会を設置いたします。					
	この委員会は、地方自治法第138条の4第3項に規定する附属機関にあたりま					
	すので、「西尾市附属機関に関する条例」に位置付けるため西尾市議会3月定例会					
	に関連議案を提出してまいりますが、委員会の組織及び運営について必要な事項を					
	定めるため、規則を新たに制定するものでございます。					
	委員の任期は2年以内とし、令和6年度の任命から令和8年3月31日までを予					
	定しております。					
	ュールについて」に記載のとおりでございます。					
	以上、議案第5号の説明とさせていただきます。					
	よろしくご審議いただきますようお願いいたします。					
 教育長	提案理由の説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。					
藤井委員	民間活力を導入した場合と市で整備した場合で、完成までのスケジュールで、1 毎間清点細点は					
っぱ ツ垣田	年間違う理由は。					
スポーツ振興	民間で整備した場合、プロポーザル方式で行いますが、提案段階で、設計案が示					
課長	されますので、基本設計の1年間が省略されることになります。					
教育長	他に質疑もないようですので、これをもって質疑を終わります。					
	これより議案第5号を採決します。					
	本案は、原案どおり可決することに、ご異議はありませんか。よろしい方は、挙					
	手をお願いします。					

	(挙手 全員)
	ご異議なしと認め本案は、原案どおり可決いたします。
教育長	日程4を終わります。
	日程5、その他を議題とします。(1)「西尾市行政手続における特定の個人を識
	別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の
	一部を改正する条例の制定について」、(2)「西尾市行政手続における特定の個人
	を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条
	例施行規則の一部を改正する規則の制定について」は関連がありますので、一括し
	て提案理由の説明をお願いします。

## 学校教育課主 幹

ただいま議題となりました、その他議題(1)「西尾市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について」及び(2)「西尾市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則」につきましては、関連がございますので、一括でご説明申し上げます。

17ページをご覧ください。

このたびの改正は、国の関係法律の改正に伴うものでありまして、教育委員会ではなく、市長部局が所管する条例・規則の一部改正の中で、学校教育課の事務である、就学援助費及び特別支援教育就学奨励費に関する事務が関係するため、その他議題でご報告させていただくものです。

初めに条例改正の教育委員会関係分について、新旧対照表によりご説明申し上げますので、22ページの上段をご覧ください。改正部分は下線で示しております。

主な改正内容でございますが、別表第1につきましては、個人番号いわゆるマイナンバーの利用範囲として、11の「経済的な理由によって就学困難な児童又は生徒の保護者に対する就学援助費に関する事務であって規則で定めるもの」と、12の「特別支援教育就学奨励費に関する事務であって規則で定めるもの」を追加しております。この改正により、これら二つの事務は、個人番号を利用して処理を行うことができるようになります。

次に22ページの下段から23ページをご覧ください。別表第3には、個人番号を含む特定個人情報の提供について定めており、この改正により、二つの事務を処理するために、教育委員会が市長に対し、生活保護関係情報など規則で定める特定個人情報の提供を求めた場合、市長は教育委員会に対し、特定個人情報を提供することができることを規定しております。

次に規則の改正内容を新旧対照表でご説明申し上げますので、25ページをご覧ください。

規則につきましては、今ご説明いたしました条例において、規則で定めるとした ものを規定しており、改正部分は下線で示しています。

26ページをご覧ください。第9条の4及び第9条の5は、二つの事務を処理するにあたり、個人番号を利用して行うことができる事務について定めています。二つの事務ともに、申請の受理、その申請に係る事実についての審査、受給資格の有無に係る事務などを取り扱ってまいります。

27ページから28ページをご覧ください。第31条及び第32条は、二つの事務について、申請に係る事実を審査するにあたり、市長から提供を受ける特定個人

	情報の内容を定めておりまして、教育委員会が求めた場合、市長は、保護者や同一					
	世帯者に係る市町村民税関係情報などの特定個人情報を提供することができるこ					
	とを定めております。					
	施行日でございますが、条例及び規則ともに、「行政手続における特定の個人を					
	識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」の施行の日か					
	らとしており、令和6年5月下旬を予定しております。					
	以上、その他議題(1)及び(2)の説明とさせていただきます。					
教育長	ただいまの説明で質問、意見はありませんか。					
平岡委員	就学援助の申請の際に、申請者から、マイナンバーの利用に関して申請書にチェ					
	ックなどをもらうかたちですか。チェック無しでも利用できるかたちですか。					
学校教育課主	申請書にチェックなどをしてもらうことはありません。申請書を提出していただ					
幹	くことで、マイナンバーの利用が可能です。					
教育長	他に質問がないようですので、続きまして、(3)「西尾市寺子屋にしお事業実施					
	要綱の一部改正について」、説明をお願いします。					
教育部次長	ただいま議題となりました、その他議題 (3) 「西尾市寺子屋にしお事業実施要					
	綱の一部改正について」、ご説明申し上げます。					
	その他議題(3)資料、29ページをご覧ください。					
	今回の改正理由は、寺子屋にしおの実施日、実施時間、実施期間、対象児童につ					
	いて、地域の実情に応じて柔軟に対応し、受け入れ可能とするためのものです。					
	それでは改正内容をご説明しますので、33ページの新旧対照表をご覧くださ					
	い。第5条の表中、対象児童にあるただし書きを削除し、条文にただし書きを追加					
	しました。					
	本要綱の施行日は令和6年4月1日とします。					
	以上、その他議題(3)の説明とさせていただきます。					
教育長	ただいまの説明で質問、意見はありませんか。					
教育長	特に質問がないようですので、続きまして、(4)「西尾市子ども・若者総合相談					
	センター設置要綱の一部改正について」、説明をお願いします。					
教育部次長	ただいま議題となりました、その他議題(4)「西尾市子ども・若者総合相談も					
	ンター設置要綱の一部改正について」、ご説明申し上げます。					
	その他議題(4)資料、37ページをご覧ください。					
	今回の改正理由は、コンパスが連携を図る関係機関との開所時間に合わせるた					
	め、その業務時間を、現行の午前10時から午後7時までを、午前9時から午後6					
	時までに、1時間早くするために行うものです。					
	改正内容をご説明いたしますので、40ページの新旧対照表をご覧ください。					
	第5条中の業務時間を午前9時から午後6時までに変更しています。					
	本要綱の施行日は令和6年4月1日とします。					
	以上、その他議題(4)の説明とさせていただきます。					
教育長	ただいまの説明で質問、意見はありませんか。					
教育長	特に質問がないようですので、続きまして、(5)「生涯学習センター(仮称)設					
	計業務の進捗状況について」、説明をお願いします。					
教育部次長	ただいま議題となりました、その他議題 (5) 「生涯学習センター (仮称) 設計					
	業務の進捗状況について」、ご説明申し上げます。					
	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1					

その他議題(5)資料の1ページをご覧ください。

市では、生涯学習センター(仮称)設計者選定委員会による最終審査の結果を受けて、最優秀案として選定しました設計案を令和5年9月に公表後、10月に設計者と令和7年2月末までの設計業務の契約を締結しました。市は、設計者が主宰した11月の親子及び市民ワークショップを踏まえて設計業務を進めていますが、ここでは令和6年1月現在までの進捗状況について報告します。

なお、これから説明します情報及び図面等につきましては、あくまで中間報告であります。今後、詳細設計を進めていくことにより変更される可能性がありますので、あらかじめご承知ください。

はじめに、「1 構造・面積」につきましては、

センターの建物は「鉄骨造・平屋建て」で、

延床面積は、「2,510.76平方メートル」、

建築面積は、「2,949.49平方メートル」、

屋根付きの駐車場と駐輪場をあわせた延床面積と建築面積はそれぞれ表のとおりです。

また、公園面積は「2,842平方メートル」、屋根無し駐車場は60台程度が駐車できる広さとして「1,222平方メートル」を計画しています。

次の「2 整備する諸室」については、資料5ページの「平面図」と合わせて説明します。なお、整備する諸室の一覧表で示した色と、5ページの平面図で示す各部屋の色は同系色で合わせています。

はじめに、不特定多数の方の利用を想定しています「地域交流センター機能」としては、貸室、事務室、多世代交流広場(仮称)などがあります。5ページの平面図では、三角形の下の頂点に事務室、駐車場に隣接する位置に多世代交流広場(仮称)と貸室 a (軽運動室)、そして、コミュニティ道路沿いに貸室 b から e が分散配置されています。

なお、当初の設計案からの変更点としましては、現行平面図の貸室eのあたりに配置していた事務室を、主に地域交流センター機能の利用者を出迎える案内窓口としての役割を持たせるため、三角形の下の頂点となる場所に移し、事務室の横に新たにトイレを設けたことです。これらの移動に伴い貸室bからeの配置も変更しています。

次に、特定少数の方の利用を想定しています「総合教育センター機能」としては、コンパス、あゆみ学級にしお、多文化ルームKIBOUなどがあります。平面図では、これらは、三角形の左上の頂点から右へ、青色で示した部分に集約して配置しています。

なお、当初の設計案からの変更点としましては、トイレや給湯室などを使いやすくするためと、KIBOUとあゆみ学級の間の遮音性を向上させるために、両者の中央の位置に移したことであります。

また、平面図を見るとわかるように、本施設には、ピンク色と黄色で示した地域 交流センター機能と、青色で示した総合教育センター機能ごとに使用できる複数の 出入口を設けています。これは、最優秀案の設計コンセプトである「へだたりなが らも ひとつながり」を具現化したもので、本施設は、様々な利用者の多様な動線 に配慮するために「建物の表と裏を設けずに三角形の3つの面それぞれに正面性を 持つ」という特色のあるデザインで設計されています。 なお、平面図で、黄色で示した多世代交流広場(仮称)のこどもワクワク広場と 施設に囲まれた西尾公園の具体的な建築計画については現在、検討中であります。 続いて、資料3ページの模型写真をご覧ください。

上段の①は東側から見た施設イメージで、下段の②は屋根を透かして、各諸室の配置が分かるようにしたものです。

次の4ページの模型写真についても同様に、西側から見た施設イメージになります。

次に、資料の5ページは既に説明していますので、6ページの立面図・断面図を ご覧ください。一番上から3つの図面は、東側、北側、西側から見た立面図になり ます。水色の部分はガラス面で計画していますが今後、設備能力や工事費、あるい はギャラリーとしての用途も検討する中で、その一部をガラスから壁に変更する可 能性があります。

また、屋根の高さについては、コミュニティ道路側の3m60cmから、SL広場や多世代交流広場(仮称)の7m60cmに向けて、断面的には平らな屋根を片流れにした形状で計画しています。一番下の断面図は、西側のSL広場から東側の貸室cまでの断面になりますが、屋根の形状でその勾配が確認できます。

次に、お手数ですが、資料2ページにお戻りいただき、「4 今後のスケジュール」をご覧ください。

令和6年度は、設計業務、中央ふれあいセンターのアスベスト調査、建設地の地質調査、7年度と8年度に整備工事と該当施設の解体工事などを行い、9年度に施設の全面供用開始を予定しています。

なお、8年度10月から予定しています一部供用開始は、業務継続に支障が出ないよう、解体される中央ふれあいセンターにある生涯学習課事務室、コンパス、あゆみ学級にしおの機能移転を先行するものです。

最後に「5 その他」として2点、あります。

(1) として、本施設整備に要する事業費の内訳については、記載しました表のとおり見込んでいます。なお、設計者が現在、施設設計の進捗にあわせて概算工事費を積算していますが、建築市場物価の高騰など、やむを得ない合理的な理由による場合を除き、まずは当初で見込みました工事費の範囲内で収まるように設計者とコストコントロールしていきたいと考えております。

次に(2)として、現時点の設計図案等に対するパブリックコメントについてです。生涯学習センター(仮称)整備計画に対する市民周知と意見募集を目的に、本日と同様の資料と、これまでの事業経過をコンパクトにまとめた小冊子をセットにして、市ホームページや各ふれあいセンターなどの窓口で、明日15日よりパブリックコメントを実施します。本日はその小冊子をお手元に用意していますが、こちらは施設の利用者団体や西尾幼稚園及び西尾小学校の保護者にも配付して、地域の皆さんにも本事業の進捗状況を周知してまいります。

以上、その他議題(5)の説明とさせていただきます。

教育長	ただいまの説明で質問、意見はありませんか。
教育長	特に質問がないようですので、続きまして、(6)「家庭教育特別講演会『大人と
	子どものハートフルな「生」の会話』について」、説明をお願いします。
教育部次長	ただいま議題となりました、その他議題(6)「家庭教育特別講演会『大人と子

	どものハートフルな「生」の会話』について」、ご説明申し上げます。					
	お手元のチラシをご覧ください。					
	生涯学習課では、家庭教育特別講演会としまして『大人と子どものハートフ					
	「生」の会話』を、3月23日(土)、西尾市子育て・多世代交流プラザに					
	します。					
	本講演会は、日本人の多くが苦手意識の高い性について、大人から子どもた					
	どのように伝えていけばよいかなどについて、性とジェンダーの専門家4名(					
	教授・産婦人科医・助産師など)を講師に招き、クイズやワークショップなど					
	えながら、楽しく学ぶことができる参加型の講演会となっております。					
	教育委員の皆様で、参加をご希望される場合は、生涯学習課までご連絡ください。					
	以上、その他議題(6)の説明とさせていただきます。					
教育長	ただいまの説明で質問、意見はありませんか。					
教育長	特に質問がないようですので、続きまして、(7)岩瀬文庫リニューアル20周					
	年記念企画展「古典籍の博物館・岩瀬文庫のあゆみ」について、説明をお願いしま					
	す。					
文化財課長	ただいま議題となりました、その他議題(7)岩瀬文庫リニューアル20周年記					
	念企画展「古典籍の博物館・岩瀬文庫のあゆみ」について、ご説明申し上げます。					
	資料41ページ、その他議題(7)資料及びちらしをご覧ください。					
	西尾市岩瀬文庫で、令和6年2月17日から5月12日までの期間、企画展「古					
	典籍の博物館・岩瀬文庫のあゆみ」を開催します。					
	明治41年・1908年に西尾市須田町の実業家・岩瀬弥助が書物を通じた社会					
	貢献を志して設立した岩瀬文庫は、平成15年・2003年に古典籍の博物館とし					
	てリニューアルオープンし、今年度20周年を迎えました。					
	この20年間に開催した94回におよぶ企画展示のなかから厳選した28の展					
	示とその出品資料をご紹介するとともに、岩瀬文庫ボランティアやにしお本まつ					
	り、岩瀬文庫資料悉皆調査など、この20年を語る上で欠かせない活動の数々を写					
	真パネルなどで展示し、リニューアル20周年のあゆみを振り返ります。					
	また、関連行事として長年岩瀬文庫の資料調査に携わっていただいた名古屋大学					
	名誉教授の塩村耕氏による記念講演会をはじめ、体験講座や古文書講座などを開催					
	します。					
	市内外の多くの皆さまに支えられてきた岩瀬文庫のこれまでの20年間を、感謝					
	を込めてご紹介する展示です。皆さまのご観覧をお待ちしております。					
	以上、その他議題(7)の説明とさせていただきます。					
教育長	ただいまの説明で質問、意見はありませんか。					
教育長	特に質問もないようですので、日程5を終わります。					
	教育委員会名義使用として、8件が提出されています。ご確認をお願いします。					
教育長	この他、何か連絡事項はありますか。					
教育長	以上で本日の日程は、すべて終了いたしました。					
教育長	次回は令和6年3月13日水曜日 午前10時00分から、市役所51会議室					
	予定されています。ご予定いただきたいと思います。					
教育長	これをもちまして西尾市教育委員会2月定例会を閉会いたします。					
	ありがとうございました。					